

# 処 分 基 準

平成 27 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 古物営業法施行規則
根 拠 条 項 : 第 29 条
処 分 の 概 要 : 盗品売買等防止団体に係る承認の取消し
原 権 者 ( 委 任 先 ) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第 23 条 (盗品売買等防止団体に係る承認)
処 分 基 準 : 古物営業法施行規則第 29 条各号に該当する場合、次のように帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であつて、かつ、当該事態を速やかに是正、回復等することが可能であると認められる場合で、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、承認を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰すことができない事由により法人の役員が古物営業法第 4 条第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先 : 静岡県警察本部生活保安課許認可係
備 考 :